

ほうふっ子シンボルマーク及びキャラクターデザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ほうふっ子シンボルマーク及びキャラクターデザイン（以下「シンボルマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の目的)

第2条 シンボルマーク等は、ほうふっ子を応援し、市の切れ目ない子育て施策をより効果的に発信し、「こども、子育てを応援しているまち」であり「子育てしたいまち」になるように制作されたものであり、使用者はその目的に沿って、シンボルマーク等を使用しなければならない。

(使用の申請)

第3条 シンボルマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用を開始する10日前までに、ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用届（様式第2号）による届出のみとし、この限りでない。

- (1) 市及びその外郭団体がその業務の目的において使用するとき。
- (2) 市内の学校、保育所、認定こども園、幼稚園並びに市に登録のある子育て支援団体等が教育または保育の目的で使用するとき。
- (3) 市が後援し、または共催する事業等で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他市長が適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマーク等の使用を承認し、その旨をほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用承認通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、シンボルマーク等の使用方法その他について、条件を付することができる。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想もしくは宗教の活動に利用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、または利用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、またはそのおそれがあると認められるとき。
- (6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

(使用上の遵守事項)

第5条 前条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的及び使用内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。
- (2) 別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 使用承認によって生じる権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、そ

の写真の提出をもって代えることができる。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

(使用承認期間)

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の、最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用承認変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき承認の内容の変更が適当と認めるときは、ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用承認通知書により、使用者に通知するものとする。

3 第2条から前条までの規定は、前項の場合に準用する。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、シンボルマーク等の使用がこの要領及び承認の内容に違反しているときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、ほうふっ子シンボルマーク・キャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)をもって行うものとする。

(責任の制限)

第10条 市長は、前条の規定による承認の取消しにより使用者に生じた損害について、その責めを負わない。

2 使用者がシンボルマーク等の使用によって、第三者に対して損害

または損失を与えた場合でも、市長は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(雑則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 2 月 2 7 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

次のとおり、ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターを使用したいので申請します。

使用対象物件	
使用目的及び使用方法	
使用の種類	シンボルマーク・キャラクター
販売の有無	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	氏名： 電話番号： メール：
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書 (デザイン、レイアウト図、原稿等) <input type="checkbox"/> 申請者の概要が分かるもの <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

要領第 4 条第 1 項（1）～（6）に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

氏名（名称及び代表者） _____

様式第2号（第3条関係）

ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用届

年 月 日

（宛先） 防府市長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

次のとおり、ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターを使用します
ますので届け出ます。

使用対象物件	
使用目的及び使用方法	
使用の種類	シンボルマーク・キャラクター
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
担当者連絡先	氏名： 電話番号： メール：
添付書類	<input type="checkbox"/> 企画書 （デザイン、レイアウト図、原稿等） <input type="checkbox"/> その他参考となる資料

要領第4条第1項（1）～（6）に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

氏名（名称及び代表者） _____

様式第3号（第4、9条関係）

第 号
年 月 日

ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用承認通知書

（申請者）

住所

氏名 様

防府市長

年 月 日付けで申請のありました、ほうふっ子シンボルマーク等
デザインの使用について、下記のとおり承認します。

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 使用上の注意
 - （1） 承認を受けた使用目的及び使用内容により使用し、市長が指示する条件に従うこと。
 - （2） 別に定める使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市長が適当と認めた場合は、この限りでない。
 - （3） 使用承認によって生じる権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
 - （4） 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
 - （5） 商標登録出願を行わないこと。

様式第4号（第8条）

ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン
使用承認変更申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

年 月 日付け、第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容

（※変更内容を記載）

（※変更内容が確認できる資料を添付）

要領第4条第1項（1）～（6）に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止し、市長の指示に従うことを誓約します。

氏名（名称及び代表者） _____

様式第 5 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

ほうふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン
使用承認取消通知書

（申請者）

住所

氏名 様

防府市長

年 月 日付け、第 号で承認しましたこのことについて、ほう
ふっ子シンボルマーク・キャラクターデザイン使用取扱要領第 9 条に
基づき、使用承認を取消します。

使用承認取消の理由